

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

東京都中央区京橋二丁目二番一号

東洋ビーネット株式会社

二 指定年月日

平成二十九年五月十九日